

はじめに

快適で住みよい環境づくりを基本とした、全県公園化構想を推進するためには、緑地（植栽地）を少しでも多く創造し、既存の植生（原生自然、植栽を問わず）を可能な限り保存することにある。

緑化を行うということは、すなわち少しでも多くの緑を身近なものとしてとらえ、その必要性を認識することであり、公共事業において緑化を推進するためには、緑の持つ機能や効果を的確に評価し、それをどう創り出していくかを主眼としてこのマニュアルを取りまとめた。

このマニュアルは公共事業で緑化を推進していくための、技術的な手引書として作成したものであり、本書を活用して、公共施設に意欲的に「緑」を取り入れた緑地を創造することにより、公共事業に対する理解と協力、および植物を大切に作る心を育てることの一助になれば幸いである。